

豊かな狛江をつくる市民の会通信

豊かな狛江

豊かな狛江をつくる市民の会

狛江市東和泉 1-1-18 いづみ荘 103

新日本婦人の会狛江支部気付

連絡先：080-5084-1821（前土肥）

郵便振替口座番号 00140-3-727253



第 304 号（2025 年 11 月号） / 2025 年 11 月 1 日発行

狛江市議会第3回定例会 2024 年度も黒字決算 市民生活支援が不十分，市民参加と協働が大きく後退

日本共産党狛江市議団

2024（令和 6）年度決算は、約 11 億 6500 万円の黒字でした。私たちは第 3 回定例会の初日に、この黒字を活用して物価高に苦しむ市民生活への支援をさらに行うべきと、経済的に厳しい世帯への物価高騰対策を拡充し、すべての子どもへ学校給食無償化を進める補正予算の組み替え提案を行いました。賛成少数で否決されてしまいました。

そして、決算特別委員会では①多額の黒字がある中で、市民生活支援が不十分であること②市民参加と協働が大きく後退したことの大きく二つの理由から、2024 年度決算の認定に反対しました。結果は賛成多数で可決されました。

以下、第 3 回定例会最終日に西村議員が行った討論に詳しい反対理由が書かれていますのでご紹介いたします。

令和 6 年度一般会計決算について日本共産党狛江市議団を代表し、討論をおこないます。

一般会計決算の実質収支は 11 億 6,580 万 9 千円で、4 つの特別会計を合わせると 15 億 2,512 万 7 千円の黒字です。昨年度は経常一般財源としては過去最大となり、定額減税が実施されなければ、個人市民税は令和 5 年度より多くなったという事でした。法人市民税は前年度比で 13.3%増、配当割交付金は前年度比 33.7%増、株式等譲渡所得割交付金は 82.1%と大幅に伸びており、利益を上げている企業や収入が増えている個人がいる一方、生活への不安を抱えている人は多く、貧富の格差がますます生じていると思います。

ふるさと納税への影響額は毎年大きくなっており、昨年度は約 4 億 3,800 万円。寄付金が大きくなればその自治体は大きな影響を受けるため、国の改善求められます。

財政力の強弱を示す財政力指数は、3 年間の平均が 0.811、単年度では 0.801 です。全国での類似団体は 108 団体、最新となる令和 5 年度決算では類似団体の平均値は 0.70、狛江の順位は 19 位と上位に位置していることが確認できました。

昨年度は学校給食費の無償化を通年で実施、中学生の医療費助成制度の所得制限撤廃や難聴者への補聴器購入助成、住民税非課税世帯で均等割のみ課税世帯への支援、分譲マンションや木造住宅の耐震化助成の拡充など評価するものです。

標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す実質収支比率は、一般的に 3 %から 5 %程度が適切な水準とされていますが、昨年度は 6.4%であり、過去 5 年間でも高い水準で推移しています。物価高騰の中での市民生活への支援は、決算での財政状況を鑑み市の独自予算で更なる支援ができたと考えます。市民への更なる負担をかけるべきではありません。

そして昨年度は、中央図書館の分割・移転をめぐり、住民投票を求める署名活動が実施され、大きな市民的な動きとなり臨時議会が開催され、中央図書館のあり方に関する住民投票条例の制定についての議案が提案されました。

狛江市では長年、中央図書館について、現在地での拡充を前提に市と市民の協働で取組が進められ

てきました。

市民センターを考える市民の会が発足し、市民センター改修計画案作成に関する協定を市と結び、市民協働で進められました。

2016年4月に市民センターを考える市民の会から、狛江市民センター（中央公民館・中央図書館）増改築に関する市民提案書が提出されました。2017年5月には5つの案が提示され、中央図書館は全て現在地での拡充案でした。

更に2020年2月に無作為抽出での市民アンケートが実施されましたが、中央図書館については改築や増築、別棟改築など現在地での拡充を前提としたものでした。

ところが、市は2020年8月21日の市議会会派代表者会議で、中央図書館を分割・移転とする狛江市民センター改修等基本方針を、案ではなく決定事項として発表しました。

中央図書館の分割・移転は、市民協働で進めてきた提案書にも、市民センター増改築等調査委託報告書にも、狛江市民センター（中央公民館・中央図書

館）に関するアンケートにも記載がありません。

中央図書館の分割については、事前に市民に意見を聞くことなく方針が決定され、私たちは市民参加と市民協働の推進に関する基本条例に則った手続きがされていないと問題にしてきました。そして今年の7月23日の総務文教常任委員会には、条例に関する基本的な考え方が出され、そこにはこれまで議論となっていた第5条の部分の解説が変更され、市民参加が必要とされているものはあくまでも公の施設に関する運営や整備手法、利用方法に係る計画等や方針等を指すのであって、設置自体については含まれないと解するのが相当である」と解釈が変更されたものであり、これまで一番議論になっていた市民参加の手続きをとらなかった事を正当化するために条例の解釈変更をしたと言わざるを得ないと考えます。

これまでの姿勢、そして条例解釈の変更は、これまで積み上げてきた市民参加と市民協働を後退していると言わざるを得ません。

以上から本決算は不認定とします。

一般質問「参加と協働条例」の「解説改訂」質疑について

日本共産党狛江市議 荒木 徹

7月23日の総務文教常任委員会の協議会で、政策室長から「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」第5条第1項第4号について「基本的な考え方」（逐条解説）の見直しがされたと報告がありました。

第5条第1項第4号とは、「市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針、又はそれらの変更」を行うには、あらかじめ市民参加の手続きを行わなければならない」というもので、それまでの「基本的な考え方」では「施設の設置に係る基本計画等の策定及びその利用や運営に関する方針」に加え、「又はそれらの変更」を加えたのは、既存の施設の移転や廃止、統廃合、あるいはそれらによる跡地利用計画（学校統廃合や施設再配置による跡地活用や処分計画等）等も対象に含めることとしたものである」となっていました。

ここは、大変重要なところで、市が中央図書館の分割・移転を市民参加の手続きを取らずに勝手に決めたことは、条例違反に当たるという根拠になるところでした。それを今回の見直しで「地方自治法上、大規模な公共施設の設置など莫大な予算がかかることについては、議会の議決権に委ねることになっているので、市民参加が必要とされているものはあくまでも公の施設に関する運営や整備手法、利用方法に係る計画等や方針等を指すのであって、設置自体については含まれないと解釈するのが相当である。」とし、「移転自体」も市民参加の対象に含まれないとしたのです。今回の見直しの市の意図は、ある意味大変明確で、中央図書館の分割・移転を市民参加の手続きを取らずに勝手に決めたという条例違反の行政行為を条例違反には当たらないとごまかすために行ったことです。

そして、今回の見直しを市側は「解釈の変更」で

はなく「解釈の整理」と言っています。「解釈の変更」をしたと言ってしまうと、中央図書館の分割・移転を決めた時点での従来の解釈では、条例違反になってしまうからです。

このように今回の市の見直しの意図は明確だったのですが、市もある意味強固な意志を持って行っていることですから、「普通に条例の条文を読めば、こんな解釈ができるわけがない」と正攻法で追及しても、「今回の見直しは条例の解釈にあたる」とか「市民参加の手続きをとらずに中央図書館の分割・移転を決定したのは条例違反でした」とかを素直に認めるわけがないと思ったので、市側の主張通り「今回の見直しは解釈の整理」であるとする、様々な矛盾点が起ることを質疑の中で追及し明らかにしました。

例えば、解釈を変更したのでないとするれば、いつからこの解釈が始まっているのかと質問し、市側は条例策定時からだと答弁しました。これに対し条例策定に関わった複数の人から話を伺っているが、そんな解釈はしていなかったと聴いていると指摘しました。また、普通に条文を読んでも読めないよう

な解釈を条例策定時からどのようにして、関係者間で共有し維持してきたのかということも質問しました。この質問にはある意味「地方自治法に詳しい職員はすぐに理解したのか」という質問をして助け舟を出したのですが、市は「これにはそうだ」と答弁しました。

しかし、同じような市民参加条例等をもつ久喜市、西東京市、調布市に聞いてみたところ、「設置自体も移転自体も市民参加の対象になるということだった。その市の担当課の方も地方自治法には詳しいはずなのに、どうして解釈が分かれたのか。」という質問をし、「法律の専門家・弁護士さんや行政法の専門家にも問合せをしたが、いずれの方も「狛江市の設置・移転自体が市民参加の対象にならないという条例解釈はおかしい」と指摘していることも紹介しました。

結局、市は最後に、「市の独自の条文解釈である」ことをこちらが驚くくらいあけすけに認めました。

こんなインチキがまかり通ることなど許されません。今後も、この基本条例の解釈変更問題、追及していきます。

どんな狛江をつくりたい？－市政を考える会に 30 名－

住民投票条例制定を求める署名代表者 3 名（林健彦、立川節子、周東三和子）の呼びかけで、10 月 25 日（土）9 時 30 分から西河原公民館学習室で、これからの狛江の市政について自由に意見を出し合う会が開かれました。“市民の声で、狛江をもっと住みやすい街に。住民投票に向けて集まった市民のパワーを、まちづくりに活かしたい。暮らし、環境、文化、子育て、老後、すべての世代が気持ちよく暮らせる街、市民の声が届く街。日頃感じている、もっとこうなったらを、みんなの気づきから話し合いましょう。”と呼びかけられたものです。

参加者からは、歩道の環境整備、子ども食堂やフードバンクに行政がもっと支援を、南口開発は大型ビルは問題が多い、北口の緑の景観、樹木の伐採などに専門家が必要、緑の保全・公共財が失われている、平和都市宣言にふさわしくないことが行われて

いる、老後を安心して暮らせる街に、介護人材不足に市の補助は出せないか、公共交通、子どもの権利条例の実行など、様々な分野の施策を求める声が出されました。

これからの課題として、若い世代と繋がっていくために、市内で活動している団体に話を聞く、よその自治体の先進的取り組みを聞くなどの勉強会を開いてはとの提案が出されました。また住民投票条例制定に向けて動いた方たちにも参加を呼びかけようとの提案もありました。

世話人として自薦他薦で 8 人の方が手を挙げ、今後取り組んでいくことになりました。（周東）



「狛江市子どもの権利条例」 検討進む～どう活かすかが重要

案に対してパブリックコメント実施（9月）

狛江市が制定を進めている「狛江市子どもの権利条例（案）」がまとまり、市民の意見を反映させるため、説明会、フォーラムおよびパブリックコメントが実施されました（いずれも9月）。パブリックコメントの結果はまだ公表されていないようです。

この条例は“子どもが権利の主体としてありのままに暮らすことができ、大人が子どもの思いや考えを受け止め、子どもと大人が互いに尊重しともに生きることができる狛江市になることを目指し、市全体でその理念を共有し、実践していくために”制定するもの（市ホームページ）。条例案の作成にあたっては、狛江市子ども・若者・子育て会議において、策定に向けた検討が進められました。委員からの意見で、子どもたちの意見を直接聞くために1年間期間が延ばされ、専門家による子どもたちの居場所に出向いての聴き取り調査が行われ、ワークショップなどで出された意見を案に取り入れるなど、積極的に声を聴く作業が行われた様子が分かります。

“こまえ子育てねっと”のホームページ参照
https://komaee-kosodate.net/article_docs/1741.html

条例（案）の前文（子どもからのメッセージ）は子どもたちの声をまとめたものだそうです。

前文（子どもからのメッセージ）

私たちは、自分のやりたいことを自分で決めて、それに挑戦できるような環境を望んでいます。そのために、できるようになるのをゆっくり見守り、ときにはどうすれば良いのか一緒に考えて欲しいと思っています。そして、できない理由を聞いてきたり、心配し過ぎたりせず、応援して欲しいと願っています。子どもを信頼してバトンを渡してくれる大人でいてください。私たちのことを決めるときに、大人ばかりで話を進めるのではなく、私たちの声にも耳を傾けてください。強い言い方をしたり決めつけて否定したりすることなど、自分が言われて嫌なことを私たちにも言わないでください。大人や他の子と比べることなく一人ひとりの子どもである「私」を見て尊重して欲しいです。狛江市が犯罪のない安心で安全なまちになることを願っています。そして、道でごみやたばこを捨てたりしないように、ま

ちを大切にしてください。私たちは大人の背中を見ています。私たちには、自分のペースで学んだり、公園で自由に遊んだり、やりたいときに好きなことができる環境が必要です。ときには、休む時間や場所も必要です。また、味方になってくれる大人がいると、とても嬉しいです。良いところや頑張っているところを見つけて褒めてくれること、好きなことを応援してくれることが私たちを元気付けます。

パブコメに出した意見から（本人提供）

- ・子どもの権利条例の策定にあたって、多くの専門家や市民、特に子どもたちの意見を聞くために、様々な取り組みがなされたと聞いています。またそのために当初の検討期間を延長したとのこと、担当された委員の方々のご努力に敬意を表します。市民が参加して、納得して創り上げていってこそ、大切に守り育てて行く条例になるのだと思います。
- ・子どもの権利の大事なひとつ、意見表明権は、子どもが意見を述べるだけでなく、大人にそれを聴いてもらうこと、一緒に考えてもらうこと、ともに実現していくプロセスが重要です。この点は条例案の中ではまだ十分に表現しきれていないのではないのでしょうか。
- ・条例は作ることが目的ではなく、それをいかに運用していくかで、本当に子どもの最善の利益を守るものになるかが明らかになると思います。子どもの声を聞く機関の設置や救済措置など、具体的に実施していく方策を考えるために検討委員会の継続をお願いします。
- ・条例の名称に「権利」の言葉が明確に入れられたことを歓迎します。
- ・前文や第一条（目的）に、狛江市において、子どもの権利保障にさまざまな課題があるという現状認識を指摘することは必要なことではないか。
- ・ぜひ、子どもの権利保障の観点から生活困窮への支援を視野に入れた「財政措置」を重視してもらいたいと思いますし、条例文でもこの「財政措置」は「普及啓発」の狭い範囲ではなく「行政施策全体」を範囲としたものであることを明確にしていきたい。

条例を活かすための施策も市民参加で！

11月の市民運動などの予定

※今月、市民運動団体などが予定している各種会議やイベントなど、日程を掲載するコーナーです。編集部が把握する情報には漏れがあると思いますので、ぜひあなたの情報をお寄せください。
 ※本紙に折り込んでほしいピラなどがありましたら、280部用意してください。会報製本・仕分け作業日前日が締め切りとなります。折り込み希望の方は、可能な限り、会報の製本・仕分け作業をお手伝いください。

日 時	会場など	内 容	問い合わせ先など
3日(月・祝) 14時～ 15時10分	国会正門前	『憲法変えさせない！戦争反対！今こそ平和と人権 11.3 国会大行動』	13時狛江駅集合 戦争なんてイヤだ！狛江市民実行委員会
3日(月・祝) 13時～14時	狛江駅北口	Silent Standing	《平和憲法を広める狛江連絡会》《こまえ九条の会》
4日(火) 14時～16時	東京土建狛江支部会館	戦争なんてイヤだ！狛江市民実行委員会全体相談会	各加盟団体の皆さんは、ご出席ください
8日(土) 14時～16時	東京土建狛江支部会館	こまえ社保協総会	各加盟団体の皆さんは、ご出席ください
9日(日) 15時～16時	狛江駅前	9の日行動	戦争なんてイヤだ！狛江市民実行委員会
14日(金) 10時～	みんなの広場	「豊かな狛江」12月号 編集会議	
20日(木) 14時～ 15時30分	中央公民館 多目的室4	《平和憲法を広める狛江連絡会》《こまえ九条の会》合同世話人会	新自由主義の学習と情報交換 初めての方も気楽にご参加ください。
24日(月) 14時～16時	みんなの広場	豊かな会拡大世話人会	世話人以外の方の参加歓迎です。
25日(火) 9時30分～	みんなの広場	豊かな会会報『豊かな狛江』12月号の製本・仕分け作業	折り込みのある団体はご参加ください。
26日(水) 17時30分～ 18時30分	狛江駅前	《消費税をなくす狛江の会》の署名行動	民主商工会や東京土建狛江支部が中心。第4水曜日。
28日(金) 18時～20時	東京土建狛江支部会館	《消費税をなくす狛江の会》35周年総会	学習も兼ねての総会です。ふるってご参加ください。

「豊かな狛江」はホームページでカラーのPDFでご覧になれます。これまでのバックナンバーも掲載中。
<http://yutakanakai.clean.to/index.html>



増田善信さんをしのぶ会—伝記出版を記念して—

10月19日泉の森会館にて

西尾 真人



10月19日に、ご遺族9人にスタッフ9人(狛江から司会:二階堂まり、写真:林行博、展示:西尾)を含めて68名の出席でした。始まる前は曾孫さんのピアノが流れる中で、増田さんの在りし日の映像が流れていました。黙祷後、「気象学者 増田善信 信念に生きた101年」の書籍を出版した本の泉社・浜田さんがあいさつ、5年前に出会ったが、黒い雨被害について真実

を求める増田という人の強烈な印象を語りました。増田さんをインタビューした映像の後、最初のスピーチは鈴木悦夫さん(下記に掲載)。続いて物理学者の黒川眞一さん、広島から来狛された黒い雨関係者の方、元気象研の方、ノンフィクション作家の柳田邦男さん、著者の小山美沙さん等々。今年3月に撮影した「ラストインタビュー」もありました。終わりに、長女の並木啓子さん、曾孫さん2人からの増田さんをしのぶスピーチがありました。増田さんを色々な角度から知ることができ、心温まる会でした。

なお、WEBで「気象学者 増田善信 人と業績」が開設されています。URLをクリックしてください。

<https://masudakishou.org/>

書籍「気象学者 増田善信 信念に生きた101年」(小山美砂著 本の泉社)は増田さんが話しかけてくるような本です。ぜひ、お手元に。



増田善信さんを偲ぶ

日本共産党 前市議会議員 鈴木えつお

私が増田さんと出会ったのは、1988年、増田さんが気象庁を退職してまもなく、狛江市の市長選挙に立候補されたときです。市民の声を聞かない古い体質の市政を変えようと多くの市民が立ち上がり、増田さんを先頭に奮闘しました。当時の自民党市政が、私の地



元の地域で39名もの住民を強制的に追い出そうとしていましたが、増田さんはこの問題を市長選挙でとりあげ、自民党市政の不当なやり方を告発し、住民を励ました。

日本共産党の市議会議員だった矢野ゆたかさんが、激戦を制して市長になりました。当時、狛江市議会の定数は23人、この内、矢野さんを応援する議員は日本共産党の4人と無所属の議員1人、5人だけでした。まったくの少数与党のなかで、自民党や公明党は矢野市政を倒すために、矢野さんが編成した最初の予算に反対し、否決してしまいました。増田さんは矢野さ

んを支える「豊かな狛江をつくる市民の会」の共同代表として、「予算を通せ」の署名運動の先頭に立ちました。駅前のエコルマホール 700 席が満席になる「予算を通せ」の集会も成功させました。その結果、予算を否決した自民党や公明党の議員に、多くの市民から抗議の手紙がたくさん届き、1 ヶ月後の臨時議会で予算を通すことができました。今も鮮明に覚えています。

気候危機打開の取組みでは、狛江市のエネルギーワーキングに参加し、毎月の定例会で、専門的な知見で、私たち参加者を励まし、原発ゼロ、再生可能エネルギーの利用促進の先頭にたれました。

そして増田さんは、日本共産党の躍進のために、全力を尽くしてくれました。90 歳を超えてもなお、駅前で日本共産党の候補者の応援演説を行ない、ご近所や市民運動で知り合った人々に、赤旗の購読を訴えてまわりました。

増田さんは、晩年にも異常気象と地球温暖化に関する本を出版するなど研究者としての活動が続けながら、核兵器の廃絶と世界平和、社会進歩をめざす、革命家として、命つきるまで奮闘し、ゴールを駆け抜けました。私も、増田さんに少しでも近づけるようがんばりたいと思います。

ありがとうございました。

第 13 回 こまえ社会保障推進協議会 (社保協) 総会

11 月 8 日(土)14~16 時
東京土建狛江支部会館

市内の団体・個人で構成し、市民の要求を市に予算要望を重ね、学校給食費無償化や補聴器購入補助など実現してきました。

冒頭に東京社保協大嶋事務局次長から運動の経験などお話ししていただきます。団体の代表はもちろん、どなたでも参加いただけますので、どうぞお越しください。



消費税をなくす狛江の会 35 周年総会

11 月 28 日(金) 18~20 時
東京土建狛江支部会館

1989 年消費税が強行導入され 36 年が経ち、多くの国民を苦しめ続けています。

消費税をなくす狛江の会は 1990 年に結成され「消費税減税」「インボイス制度廃止」を求めて街頭で訴え、議会に請願を繰り返しています。

学習も兼ねての総会ですので団体の代表はもちろん、どなたでも参加いただけますのでどうぞお越しください。



10月の9の日行動



10月9日（木）17時半から、すでに暗くなってきた駅前で宣伝と署名を行いました。手元がよく見えないことと、ステージで音楽イベントが始まったこともあり、30分で終了しました。この日の参加は13人、署名は14筆でした。11月からは平日も15時～16時で行います。

総がかり行動実行委員会と9条改憲 NO 全国市民アクションが呼びかけ、狛江市在住の伊藤千尋さんもスピーチします。

13時狛江駅に集合して電車で国会前に行きますので、ノボリやフラカードを持参してください。13時から狛江駅北口でスタンディングも行います。

憲法変えさせない！戦争反対！
今こそ平和と人権
11.3国会大行動
日時 11月3日(日)14:00～15:10
場所 国会議事堂正門前

狛江の自然



タマスダレ

彼岸花があっという間に咲き終わって、今度はタマスダレが車道沿いの植え込みに咲き誇っています。球根なのでほっておいても毎年花をつけるたくましい花です。別名四季水仙。ヒガンバナ科。（中和泉 周東三和子）